

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

阿南市教育委員会

公表日

令和6年5月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定される要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している者で、阿南市教育委員会が交付を必要と認めたもの(準要保護者))の保護者に対し、学用品費、給食費、医療費等の就学援助費を交付する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1就学援助申請の認定可否の審査に係る事務 2就学援助認定者へ医療券を発行する事務
③システムの名称	1 番号連携サーバー 2 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第1の91の項・別表第2の38の項及び113の項 2 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年阿南市条例第22号)第4条第1項及び別表第1の10の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第66条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第24条及び第58条 4 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (平成27年阿南市規則第32号)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の38の項及び113の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2省令第24条及び第58条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	阿南市教育委員会教育部学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

阿南市教育委員会教育部学校教育課
〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3
電話 0884-22-3390

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	阿南市教育委員会学校教育課	阿南市教育委員会教育部学校教育課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 近藤 真一	課長 霜田 泰徳	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課 〒774－8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884－28－9885	阿南市総務部総務課 〒774－8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884－22－3804	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	阿南市教育委員会学校教育課 〒774－8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884－22－3390	阿南市教育委員会教育部学校教育課 〒774－8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884－22－3390	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 霜田 泰徳	課長 多喜川 広伸	事後	
平成31年4月1日	項目「IV リスク対策」	なし	別添内容のとおり	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 多喜川 広伸	学校教育課長	事後	
令和3年12月20日	I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定される要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している者で、阿南市教育委員会が交付を必要と認めたもの(準要保護者))の保護者に対し、学用品費、給食費、医療費等の就学援助費を交付する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 要保護児童生徒の生活保護受給状況の確認事務 2 準要保護児童生徒の認定に係る審査事務 3 医療費支払事務	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定される要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している者で、阿南市教育委員会が交付を必要と認めたもの(準要保護者))の保護者に対し、学用品費、給食費、医療費等の就学援助費を交付する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1就学援助申請の認定可否の審査に係る事務 2就学援助認定者へ医療券を発行する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第1の27の項 2 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第1項及び別表第1の10の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第23条 4 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号)第11条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第1の27の項・別表第2の113の項 2 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第1項及び別表第1の10の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第23条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第58条 4 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号)第11条	事前	
令和3年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)別表第2の26及び87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第19条及び第44条(別表第2における情報照会の根拠)別表第2の38の項 別表第2省令第24条	番号法第19条第7号及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第24条及び第58条 別表第2の38の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第1の27の項・別表第2の113の項 2 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年阿南市条例第22号)第4条第1項及び別表第1の10の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第23条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第58条 4 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (平成27年阿南市規則第32号)第11条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第1の91の項・別表第2の38の項及び113の項 2 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年阿南市条例第22号)第4条第1項及び別表第1の10の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第66条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第24条及び第58条 4 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (平成27年阿南市規則第32号)第11条	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。) 第24条及び第58条 別表第2の38の項	番号法第19条第8号及び別表第2の38の項及び113の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2省令第24条及び第58条	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	